

## LOGOSWARE 動画編集ツール ソフトウェア利用規約

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社（以下、ロゴスウェアという）が提供する「LOGOSWARE 動画編集ツール」（以下、本ソフトウェアという）をお客様が使用する際の条件を記したものです。お客様が本ソフトウェアを使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

## 第1条（使用許諾）

「本ソフトウェア」の使用が許諾されるのは、次の条件を満たしたお客様に限定されます。

1. ログスウェア社製コンテンツ作成ソフト (STORM, FLIPPER, THiNQ) のいずれかの製品の購入者、あるいは無料体験版利用者であること
2. 前項各製品の内、パッケージ販売の購入者においては、「バージョンアップサービス」の有効期限内であること

## 第2条（配布）

ロゴスウェア社製コンテンツ作成ソフト (STORM, FLIPPER, THiNQ) に画面操作動画をインポートする目的で「本ソフトウェア」を利用するにあたり、お客様は「本ソフトウェア」を使用した画面操作動画の作成を第三者に委託することができます。この目的に限り、お客様は「本ソフトウェア」を第三者に配布することができます。

## 第3条（禁止事項）

お客様が以下のことを行うことは禁止されます。

1. 「本ソフトウェア」により作成された動画は、ロゴスウェア社製コンテンツ作成ソフト (STORM, FLIPPERおよびTHiNQ) へインポートしてのみ利用可能であり、その他のソフトウェアとの組み合わせや単独での公開は禁止される。
2. 「本ソフトウェア」の第三者への配布は、ロゴスウェア社製コンテンツ作成ソフト (STORM, FLIPPERおよびTHiNQ) へのインポート用動画作成の目的でのみ許可され、それ以外での配布は禁止される。
3. 「本ソフトウェア」を不特定の人がアクセス可能な環境へアップロードする行為は禁止される。
4. 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスペンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みることは禁止される。

5. 「本ソフトウェア」の派生製品を開発することは禁止される。
6. 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等することは禁止される。

#### 第4条（知的財産権）

「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法27条、28条の権利を含む）はロゴスウェアに帰属します。

#### 第5条（瑕疵担保責任）

1. OS、Webブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われたツール類に起因する瑕疵については、ロゴスウェアはその責任を負わないものとします。
2. 「本ソフトウェア」及び「本ソフトウェア」によって作成した出力ファイルに対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、ロゴスウェアはその保証をしないものとします。

#### 第6条（免責）

1. ロゴスウェアは、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
2. ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

#### 第7条（日本国外での使用）

1. お客様は、本ソフトウェアについて日本国外へ輸出または国外で使用する場合、適用される日本、およびその他の国の輸出管理に関する法律及び規則を遵守することに合意するものとします。
2. お客様が本製品を日本国外へ輸出または国外で使用した場合、当該行為から生ずる一切の責任はお客様が負うものとします。
3. お客様の日本国外への輸出または国外での使用によりロゴスウェアが損害を被った場合には、お客様がその損害の全額を賠償するものとします。

#### 第8条（準拠法等）

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（協議）

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上